コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE NIPPON KINZOKU. CO., LTD.

最終更新日:2015年6月29日
日本金属株式会社
取締役社長　平石政伯
問合せ先:03-5765-8100
証券コード:5491
http://www.nipponkinzoku.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループはコーポレートガバナンスを経営上の重要な課題と位置付け、透明性、適法性、公平性の確保を行うことにより継続的に発展する企業経営の仕組みの構築(競争力・収益性の向上)を目指しております。企業競争力強化の観点から経営判断の迅速化を図ると共に、経営の透明性の観点から経営チェック機能の充実を基本方針としております。

上記方針のもと、取締役会は経営の方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定すると共に、業務執行状況を監督する機関と位置づけ運用を図っております。また、取締役会の下部機関として、執行役員会及び経営会議を設けており、執行役員会については月2回開催することにより、経営にかかわる審議の迅速化を図り、経営会議については必要に応じて都度招集し、経営に関する重要案件の審議を実施しております。

当社は監査役会制度を採用しており、監査役3 名のうち2名の社外監査役を置き、公正な監査を行っております。

コーポレートガバナンスの適正な遂行に欠かせない法規範の遵守面では、コンプライアンス行動規範を制定し全役職員に周知徹底すると共に、取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、遵守状況のモニタリング、予防措置の構築及び問題発生時の対処について討議を行っております。委員会事務局には相談窓口を置き、情報及び相談を適宜受付け対処する仕組みを構築しております。また、コンピューターの誤った使用や悪意のある不正使用への対応を充実するために、コンプライアンス委員会下部組織として情報セキュリティ部会を組織しコンプライアンス態勢の充実・強化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金ステンレス株式会社	8,725,000	13.02
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	3,787,500	5.65
日本金属取引先持株会	3,647,000	5.44
JFE商事株式会社	2,820,000	4.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,623,000	2.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,247,000	1.86
日新製鋼株式会社	1,000,000	1.49
株式会社みずほ銀行	1,000,000	1.49
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	918,997	1.37
富国生命保険相互会社	904,000	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小川和洋	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川和洋	○	―――	社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士や社外監査役としての豊かな経験と高度な見識を有しておられ、自身でも会計事務所を経営していることから、客観的で多角的な観点からの意見や議決権行使を期待し選任いたしました。また、当社及び当社グループとは、本人及び二親等内の親族につきましても特別な利害関係はないため、一般株主との利益相反は生じるおそれのない独立役員としても指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、定期的な会合及び往査の立会いのほか、必要に応じて、会計監査人より監査体制、監査計画、監査実施状況及び監査結果などの報告を受けると共に、相互に監査に関する意見の交換を行い、監査情報の共有に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三島清隆	その他							○		○				
山田潤二	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三島清隆		当社の筆頭株主であり主要な仕入先の重要な使用人であります。	人格識見に優れ鉄鋼業界の事情に精通しています。
山田潤二	○	当社のメインバンクの業務執行者経験者であります。	人格識見に優れ金融の専門家であります。主要な取引先である株式会社みずほ銀行の業務執行者(最高位は常務執行役員)でありました。株式会社みずほ銀行が主要な借入先の一つである大成建設株式会社に、銀行退職直後から平成26年3月まで業務執行者(最高位は専務執行役員)として勤務していましたが、調査の結果、銀行退職後は、出身母体から特に報酬等を得るなどの特別な利害関係はありませんでした。また、平成25年6月よりゼビオ株式会社の社外取締役に就任していますが、同社の平成25年3月期から平成27年3月期までの事業報告では、株式会社みずほ銀行が主要な借入先であるとの記述はありませんでした。これらのことから、山田潤二氏が出身母体である株式会社みずほ銀行からの意向等を受けているとの合理的な疑いはないものと判断しております。よって、同氏を一般株主との利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状ではインセンティブは導入しておりませんが、今後は当社に適切な形での業績連動型の報酬制度やストックオプションの付与などを検討課題としていきたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27 年3 月期に関しましては、事業報告及び有価証券報告書におきまして、取締役の報酬額が162,750千円であった旨記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役のサポート体制につきましては、担当セクションとして監査役室（専従スタッフは1 名以上）を設置しており、常勤の監査役の指示に従い、社外監査役への報告及び連絡に関する事項を担っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

業務の執行については、執行役員会（月2 回開催）の審議及び取締役会（原則として月1 回開催）の決議に基づき、取締役社長の指揮のもと、各担当取締役が業務を執行しております。各担当取締役の業務執行状況については、取締役会において業務報告を行わせることにより、取締役会による監督を行っております。現在社外取締役は選任しておりませんが、理由は『3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由』欄に記載の通りです。

監査役による監査については、監査役会（社外監査役2 名含め3名で構成）において各監査役の役割分担を定め、社団法人日本監査役協会の監査基準に準拠して監査を行っております。

内部監査については、内部監査部門として内部統制室を設置しております。現在、専従スタッフを4名とし、本格的に各部門の業務執行の内部監査を行っております。

会計監査につきましては、三優監査法人による監査を受けており、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。平成27年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名
代表社員 業務執行社員 ： 杉田　純
代表社員 業務執行社員 ： 小林昌敏
代表社員 業務執行社員 ： 増田涼恵
・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 4名、その他 2名

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現在当社の取締役は、当社の業務に精通した者を選任し業務執行の責任者を兼ねさせることで、業務の執行を行っております。また、業務執行取締役の担当を適宜変更し、より経営情報の共有が図れるよう配慮し、より効率的な経営及びガバナンスが実践できるよう努めております。取締役会では各取締役に職務の執行状況を定期的に報告させ、各取締役が相互に監視・監督を行うと共に、社外監査役を含む複数の監査役による監査を受けつつ、取締役は適切な職務の執行を行っております。今期より社外取締役を1名加え、ガバナンスの強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、その他適時開示情報及び環境報告書を掲載しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境報告書を作成し自社ホームページにて掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針は、平成18年4月24日開催の取締役会において下記のとおり決議し、その具体的なシステムを積極的に構築してまいります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制構築に関する基本方針
1）取締役会は法令遵守マニュアル整備の統括並びに職務執行に伴う法令・定款の遵守状況の検証及びより良い遵守体制の整備を行う代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。

2）各取締役は執行する職務が法令遵守マニュアル及び定款と照らして適法性・妥当性に疑義がないことを確認したのち当該職務を執行する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制構築に関する基本方針
・取締役会は取締役の職務を(1)取締役会にて執行を報告すべき事項、(2)稟議により処理すべき事項、(3)前両者に属しない事項で文書（紙文書によるもの又は電磁的文書によるもの。以下、同じ。）に記録し保存すべき職務の三項目に区分し以下の取扱いを行う。
(1)に関する事項は、法令及び取締役会規則に従い議事録に記載し、法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。
(2)に関する事項は、稟議規程に従い稟議された文書を法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。
(3)に関する事項は、部門業務規程類を各取締役が整備し、(1)及び(2)に該当しない事項で部門業務規程類に基づく業務の執行に関する文書を法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制構築に関する基本方針
1）各取締役は業務遂行に際し想定されうる損失の危険の洗い出しを実施し、取締役会にて全社的な損失の危険の存在に係る情報を共有する。

2）各取締役は共有する損失の危険を極小化するための規程類の整備を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築に関する基本方針
1）企業理念・経営方針を基盤として策定する中期経営計画及び年度経営計画に基づく職務の遂行にあたり、各取締役は実行組織をして目標達成に努めさせ、毎月1回以上開催する取締役会で、また取締役会のもとに設置し毎月2回以上開催する執行役員会にて必要に応じて、定期的に進捗状況ほか共有すべき情報の報告を行う。

2）業務執行の統制については取締役会規則に定める事項及びその付議基準を遵守し、議題に関する十分な資料が配付される体制を構築する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制構築に関する基本方針
1）使用人が法令遵守マニュアル及び定款に従い職務執行する体制を強化するために、取締役会はコンプライアンス担当取締役を任命する。

2）各コンプライアンス担当取締役はコンプライアンス委員としてコンプライアンス委員会に所属し、取締役会及び監査役への法令・定款遵守状況の報告体制の確立並びに業務執行部門への法令遵守マニュアルの整備及び法令遵守体制整備の指導命令の責任を連帯して持つ。

3）各コンプライアンス担当取締役は、使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の周知と充実を図る。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制構築に関する基本方針
1）当会社の取締役又は重要な使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣しその経営に参画することで個々の子会社の業務の適正性確保に努める。

2）国内の子会社については毎月1回以上、各社経営者に業務の遂行状況を含む経営状況を報告させ業務遂行状況の適正性を検証する。

3）国外の子会社については毎月1回以上、各社経営者に営業に関する計数の状況報告書を提出させ、また毎年1回以上業務の遂行状況を含む経営状況を報告させ業務遂行状況の適正性を検証する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項に関する基本方針
1）常時1名は業務執行系統から独立した使用人を監査役の職務を補助すべき者として配置する。

2）実効ある監査体制確立のために、監査役より補助すべき使用人設置（増員）を求められた場合は、特段の事情がない限りその求めに応じることとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
1）業務執行系統から独立した部署として監査役室を設置し、当該使用人はそこに所属させる。

2）当該使用人は監査役以外の会社機関からいかなる指示命令にも服させないことを代表取締役は保証する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役及び使用人は監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて以下の必要な報告及び情報の提供を行う。
(1)当社の内部統制システム運用に関する部門の活動状況
(2)内部監査部門の活動状況
(3)業績及び業績見通しの発表内容その他証券取引所等への適時開示書類の内容
(4)内部通報制度の運用及び通報の内容
(5)稟議書及び監査役より請求された会議議事録の回覧・配付

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1）代表取締役と各監査役との定期的な会合を持ち意見交換を行い、意思の円滑な疎通に努める。

2）常勤の監査役には執行役員会、経営会議その他の重要な会議への出席を要請するとともに主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を回覧し、必要に応じ或いは要望に応じて取締役又は使用人から説明を行う。

3）監査役監査制度との有機的な結びつきを深めるべく内部監査制度の充実を図り監査体制の充実に努める。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方につきましては、法令遵守マニュアルの頂点となるコンプライアンス行動規範において以下のとおり定めております。同行動規範策定以前より、対応窓口部署は総務部としており特殊暴力防止対策協議会や顧問弁護士と連携し情報収集及び対応いたしております。

反社会的勢力との関係断絶(コンプライアンス行動規範)
(1)違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

(2)反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図りません。

(3)会社またはみずからの利益を得るために、反社会的勢力を利用しません。

(4)反社会的勢力および反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる取引も行いません。

V その他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

平成19年3月7日開催の取締役会において、株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条）及び「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を決議いたしました。平成19年6月開催の定時株主総会にてその有効期限を3年間（平成22年開催の定時株主総会まで）とすることを承認する決議がなされ、その後更新されております。直近では平成25年6月27日開催の定時株主総会にてその継続をさらに3年間（平成28年開催の定時株主総会まで）とすることを承認する決議がなされております。本件の詳しい内容につきましては、当社ホームページ（url; http://www.nipponkinzoku.co.jp ）の「投資家・環境情報」に開示資料（「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について」）を掲示しておりますので、そちらをご覧ください。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
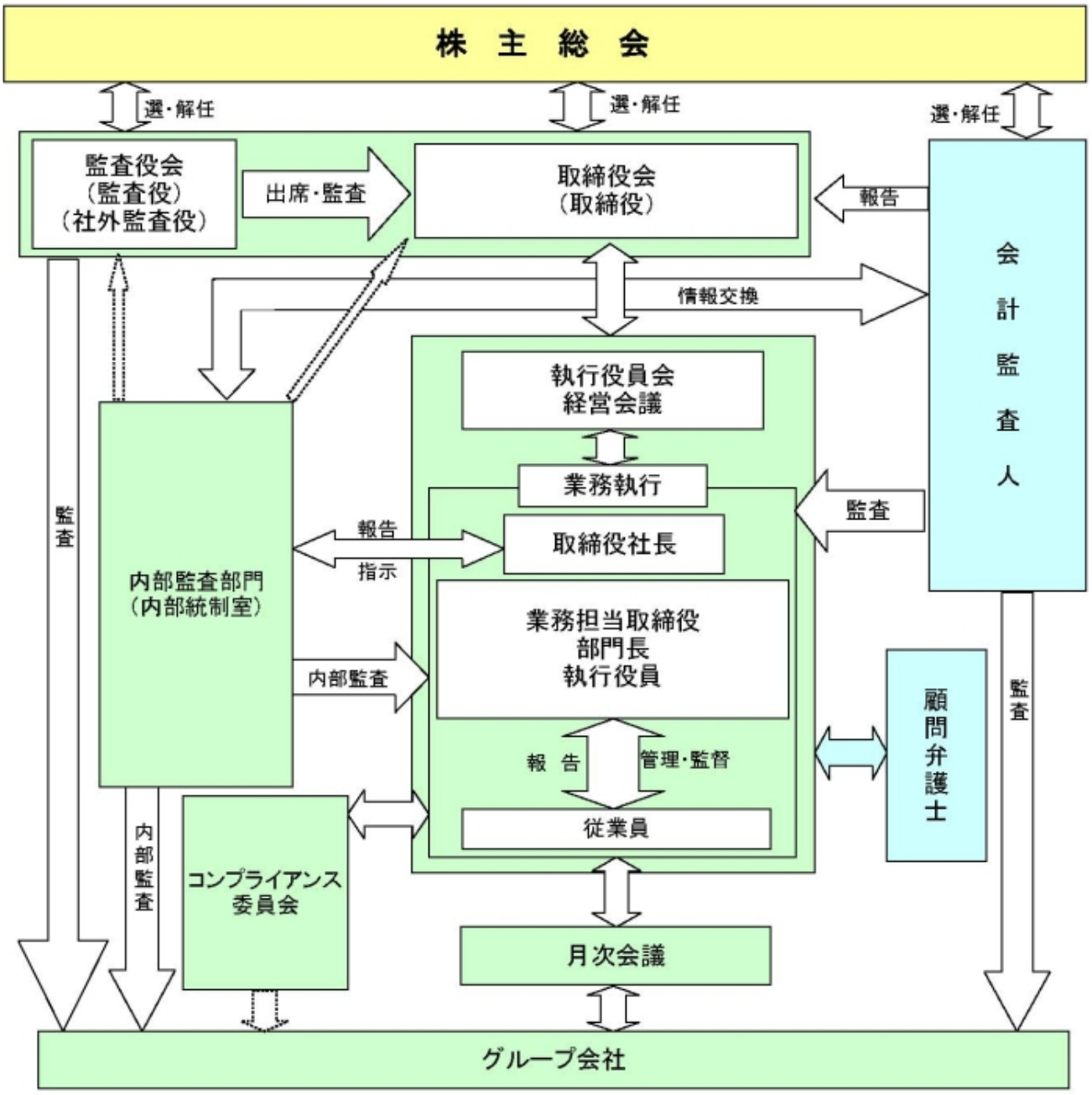
財務報告に係る内部統制については、内部監査部門（内部統制室）を中心に整備・運用・評価を行い評価体制の構築を行っております。